

令和8年6月 回答分

手紙の概要	回 答
福複センターやなごみの郷において、ヘルストロンで記録用紙を書けるようにしてほしい。血圧や体重などをスイッチ一つで記録できる装置を注文したらどうか。	ヘルストロンは、数値を出して記録をする機器ではありませんが、血圧計や体重計については、御指摘の通り、データで記録や管理ができれば活用の幅が広がることが考えられます。しかしながら、データの管理方法や費用対効果、使いやすさなど様々な観点から慎重に検討する必要があります、現在のところ導入予定はありません。 現状としては、血圧計等の隣に記録用紙を置き、利用者に御自身で数値を記入いただいておりますが、いただいた貴重な御意見も参考にしながら、市民の皆様が自身の健康について自覚できるような方策を、施設とともに考えていきます。 【まちづくり協働部 まちづくり協働課】 【健康福祉部 長寿いきがい課】
南部6市（草津市、守山市、野洲市、栗東市、甲賀市、湖南市）で一部事務組合を設立し、運営主体として「社会福祉法人」を立ち上げ、「サ高住（サービス付き高齢者向け住宅）」の設置・運営を行うための研究を合同で進めてほしい。	当市では、誰もが手の届く、良質な高齢者向け住宅の確保については、現在、多様な事業者によるサ高住の供給が図られていますが、費用の面だけでなく、提供されるサービスの質や内容も多岐にわたるため、入居を検討されている方が適切な情報を得て選択できるよう、バリアフリーの市営住宅やケアハウス（軽費老人ホーム）といった公的・準公的な高齢者向け住宅などの施設情報も含めて、情報提供に努めています。 また、在宅の要介護認定者については、医師等の専門家の意見を踏まえて、住宅改修制度の利用案内を、ケアマネジャーが利用者に対して情報提供しています。 そのため、草津市では民間によるサ高住が充実していること、また、サ高住を含む高齢者の住宅事業の課題が異なることから、南部6市で一部事務組合を設立し、サ高住の設置運営を行うための研究をすることについては考えていません。 今後も、高齢者の皆様が安心して暮らせる住環境の整備に向け、関係部署や関係機関と連携しながら、積極的に取り組んでいきたいと考えていますので、御理解をお願いします。 【健康福祉部 介護保険課】

令和8年6月 回答分

手紙の概要	回 答
旧草津川廃河川敷地に長期間廃材が堆積・放置されている。現地調査を実施し、廃材等を撤去して再発防止策を講じてほしい。	旧草津川廃河川敷地における廃材等の撤去および安全管理については、現地を確認したところ道路に物が飛散している等、通行への支障となっている状況ではありませんでした。 廃材等の撤去については、当該土地の所有者が、草津市ではなく滋賀県であることから、県へ連絡をしており、県と連携して安全管理に努めていきます。 【建設部 土木管理課】
方針決定後の形式的なパブリックコメントではなく、市民が日常的に市政データに触れ、政策形成の初期からフラットに議論・提案できる電子的な公共広場「デジタル・アゴラ」を創設してほしい。 現行の情報公開制度は、市民に推測と煩雑な手続きを強いる非効率な仕組みである。市民が請求して公開する受動的体制を改め、税金の使途や政策決定過程を、市民の共有財産と位置づけてほしい。個人情報を除き、当初から機械判読可能なオープンデータとして、市公式サイトで共有する原則の確立を求める。	本市では、現在、情報通信技術（ＩＣＴ）を活用することにより、市民サービスの向上と地域社会の維持・発展、さらに行政サービスの効率化を目指し、デジタル技術等を活用した市民の利便性の向上や業務効率化により、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていけるよう、ＤＸ（デジタル・トランスフォーメーション）への取組を推進しています。 御提案のとおり、政策過程の各段階において市民参加は市政運営の根幹をなすものであることから、関係所属において、デジタル・アゴラ構築や市民主権型ＤＸ等も参考にさせていただきながら、市民の皆様がより意見を伝えやすい仕組みをＤＸの推進により取り組んでいきます。 なお、予算編成過程などの政策決定過程については、ホームページにて公開しているほか、税金の使途や財政状況などは広報くさつで、市民の皆様に分かりやすくお伝えできるよう努めています。また、市が保有する各種データについては、判読可能な形式に加工・編集し、安全性が確認でき次第、オープンデータとして順次公開しています。 しかしながら、「市民が請求して『公開』する受動的体制」の改変や「当初から機械判読可能なオープンデータとして公式サイトで『共有』する」という御提案については、機械判読可能な形式への加工・編集には多大なコストが見込まれるほか、事前に膨大な非公開情報の精査が不可欠であるため、業務効率が著しく低下することから、現時点での導入は考えていません。御理解をお願いします。 【総合政策部 草津未来研究所】 【総務部 総務課】

令和8年6月 回答分

手紙の概要	回 答
FEST. INAZUMA 2026について。 ①特定宗教のシンボルを掲げているが、行政が関与・支援することが政教分離原則に違反しないと判断した法的根拠を示してほしい。 ②本年度を含め、「後援」等名義付与の有無や、行政の中立性を損なわないと判断した決裁理由を示してほしい。 ③県や市からの公金（補助金等）の支出、公有地の使用料減免などの便宜供与の有無を示してほしい。	①について 当該イベントはこれまで17年間にわたり、県内への観光誘客や地域の活性化を目的として実施されており、特定の宗教を推進する意図はないものと考えています。 ②について 滋賀ふるさと観光大使である西川貴教氏が主催する当該イベントは、毎年、烏丸半島で開催しており、1日あたり約5万人の来場が見込まれ、観光誘客・消費による経済波及効果の向上などに寄与するものであるため、草津市各種事業の後援等に関する事務取扱要綱第4条各号に該当すると認め、後援しています。 ③について 当該イベントに対する市からの補助金等による公金支出および烏丸半島芝生広場等の使用料減免などによる便宜供与は行っていません。 【環境経済部 商工観光労政課】
草津市で初の本格的な花火大会が開催され、地域を盛り上げる新しい試みを大変嬉しく感じた一方、大きな音や強い光が、繊細な水鳥たちをパニックに陥らせるのではないかと危惧している。民間主導の企画であっても、行政への届け出や許可の段階で、場所の選定や開催時期の考慮など、専門家等の知見を取り入れてほしい。	先日は、民間主導で新たな花火大会が開催され、多くの観光客の方に草津市へお越しいただいたところです。 当該イベントについては、民間主導ではありますが、周辺住民への配慮や交通渋滞などの対策も考慮して実施された、本市の観光振興に寄与するイベントです。現状、生態系保護に係る花火等を規制する法律や制度はありませんが、琵琶湖は豊かな自然環境と多様な生物が共存する貴重な場所であり、今後実施される大規模なイベントに関しては、琵琶湖の自然環境を守りながら、市民の皆様や観光客の皆様楽しんでいただける運営を心掛けるよう、民間事業者へ呼び掛けていきますので、イベント開催に際し、御理解と御協力をお願いします。 【環境経済部 商工観光労政課】

令和8年6月 回答分

手紙の概要	回 答
de 愛ひろばにバスケットゴールを作ってほしい。今はロクハ公園まで行く必要がある。デメリットとなる騒音は、夜何時からは使えないなどの決まりをつくり、フェンスなどでバスケットゴールを使えないようにすれば、被害も少なくなると思う。 de 愛ひろばと ai 彩ひろば以外の草津川跡地の空き地にも検討してほしい。	de 愛ひろばでバスケットボールができるようになれば、バスケットボールを始める人が増える、プロへ進む人が増えるといった考えはとても大事ですが、de 愛ひろばにバスケットゴールを作ることは、ボールが飛び出して怪我をしないようにするなど皆さんの安全を守るために、バスケットボールをされる方と公園を利用される方とをはっきり分ける必要があります。 現在、de 愛ひろばでは、多くのイベントを行うなど様々な用途で公園を使っただいており、大変にぎわっていることから、提案いただいたフェンスを設置した場合、イベントスペースが今以上に制限されてしまい、今までできたイベントができなくなるなどのデメリットがあると考えています。 以上のことから、de 愛ひろばにバスケットゴールを設置する予定はありませんが、平成24年10月に策定した草津川跡地利用基本計画では、区間3（浜街道から大津湖南幹線）にスポーツ施設の整備を計画していますので、今後、皆さんに御利用いただける施設について、市民のニーズや御意見を把握していきたいと考えています。 【建設部 草津川跡地整備課】
立命館大学の学部移転を踏まえ、大学依存から脱却し、本市固有の魅力（健幸都市、子育て支援等）による自立的な都市ブランドを確立してほしい。市の地域課題に対し、市全体を実証実験の場として大学に提供し、新産業創出のエコシステムを構築すべきである。客観的指標に基づく実効性ある協定を再構築してほしい。	御提言いただいた、健幸都市の実現や安心して子育てができる環境づくりについては、本市のまちづくりを進めていくうえで重要なアイデンティティであると考えています。 また、大学の知見を活かした地域課題解決や新産業創出における大学との連携は、未来志向のまちづくりに不可欠でもあり、今後の施策検討の参考とさせていただきます。 【総合政策部 草津未来研究所】

令和8年6月 回答分

手紙の概要	回 答
①保育園の入所は、仕事復帰が入所月の翌月でよいが、学童は入所月に必ず仕事復帰しなければならない。保育園と学童に同時に入所することもいる家庭は、学童は4月入所でも仕事は5月復帰でよいとする規制緩和をしてほしい。 ②なぜ、6歳以上の差のこどもの場合、保育園入所の加点や保育料の軽減がないのか説明してほしい。卒園した子の入所加点、保育所の兄弟姉妹に関する軽減の見直しをお願いしたい。	①について 保育園では、入所したこどもが施設や保育士に慣れることを目的として「ならし保育」の制度を設けています。そのため、原則として「就労を再開される月」の前月（例：5月復帰の場合は4月）からの入所決定となります。一方で、本市の児童育成クラブでは、保育園に比べ年齢の高いこどもをお預かりすることから、「ならし保育」や「段階的な早めのお迎え」といった制度は設けていません。このため、保育園とは異なり、「就労を再開される月」（例：5月復帰の場合は5月）からの入所決定となります。 限られた定員の中で公平な運用を行う観点から、このような基準を設けています。御希望に添えず大変心苦しい限りではありますが、御理解をお願いします。 なお、現時点の状況から、5月からの入所であっても受け入れが可能（入所できる見込み）な民設民営の児童育成クラブもあります。入所手続きや、その他御不明な点などがありましたら、担当までお気軽に御相談ください。 ②について 保育施設入所申込における兄弟加点については、兄弟姉妹が別の認可保育施設に入所となった場合の保護者様の送迎、行事等にかかる負担への配慮を趣旨としています。この趣旨を踏まえ、兄弟姉妹が卒園している場合においては、加点対象としておりません。 選考基準（点数）については、国からの通知、本市の待機児童や保育ニーズの状況、および利用調整の実態等を踏まえ、民間の認可保育施設とも協議の上で選考基準を定めていることから、直ちに変更はできかねますが、選考基準については、保護者の方々を含め、様々な御意見を踏まえながら今後も検討を重ねていきます。 次に、保育料における兄弟姉妹がいる場合の軽減については、国の定める多子世帯の保育料負担軽減制度に沿って実施しており、第2子の場合は、世帯の市民税所得割額が57,700円未満（年収360万円未満相当）の場合を除き、就学前のこどものみ多子軽減におけるカウント対象としています。

令和8年6月 回答分

手紙の概要	回 答
	これに加えて、令和5年9月から市独自の取り組みとして、第3子以降の保育料については、兄弟の年齢や世帯の所得に制限を設けず、無償としている他、本市における保育料は、国の定める水準よりも低く設定しており、負担が少なくなるよう配慮しています。 さらには、本年9月からは3～5歳児における就学前施設の給食費無償化・負担軽減事業を実施するなど子育て世帯への各種負担軽減を実施し、こども・子育て支援施策の充実に努めています。 保育料の更なる見直しについては、待機児童の状況や、国や県、近隣市の状況、在宅保育世帯との負担の公平性を考慮しながら、今後も検討を続けていきたいと考えています。 今後も、皆様からいただいた御意見を受け止めながら、より良い子育て支援の実現に向けて、引き続き調査・研究を進めていきますので、御理解と御協力をお願いします。 【こども若者部 こども若者政策課】 【こども若者部 幼児課】
市ホームページ「弾道ミサイル落下時の行動等について」を改善してほしい。地下街への避難指示ではなく、頑丈な建物等に修正し、市指定の緊急一時避難施設マップのリンクを配置してほしい。PDFではなく、テキストと図解で直接展開してほしい。通信輻輳しないよう、緊急時は市への電話を控えるような赤字警告文を追記してほしい。やさしい日本語を併記してほしい。	いただいた御意見は、市ホームページを更新する上での参考とさせていただくとともに、今後は、国や県の計画等に変更が生じましたら、必要に応じて変更します。 なお、通信輻輳については、災害対策本部を設置した際は、通常の電話回線のほか、緊急電話回線を設置して対応することとなります。貴重な御意見、ありがとうございました。 【総合政策部 危機管理課】